

意匠法の改正要点及び意匠出願の実務

劉 勝 芳

連邦國際專利商標事務所

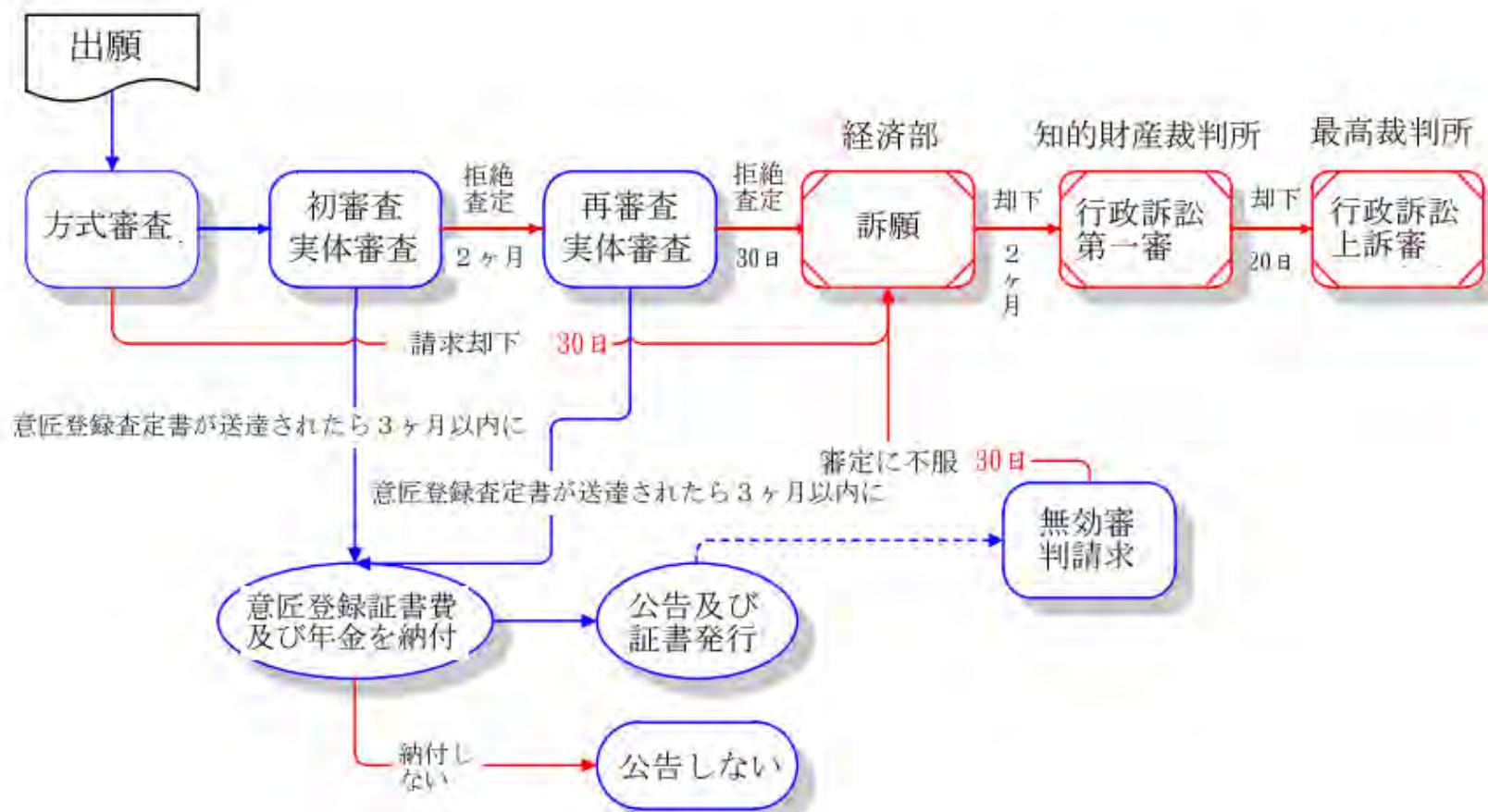
連邦法律事務所



TSAI LEE & CHEN

Patent Attorneys & Attorneys at Law

意匠出願の審査及び行政救済のフローチャート



台灣意匠の概要

- ・意匠（デザイン）の改正要点
 - 「新式様」から「設計」へ名称変更
 - 保護の標的を新設
 - 出願制度を改正
- ・意匠の出願実務
 - 一設計一出願原則
 - 明細書及び図面

意匠の改正要点

- ・名称変更：「新式様」から「設計」へ
- ・保護の標的を増設：1. 部分意匠
2. アイコンの意匠
3. 組物の意匠
- ・出願制度改正：1. 連合意匠 → 関連意匠
(派生意匠とも称す。)
2. 図説 → 明細書と図面

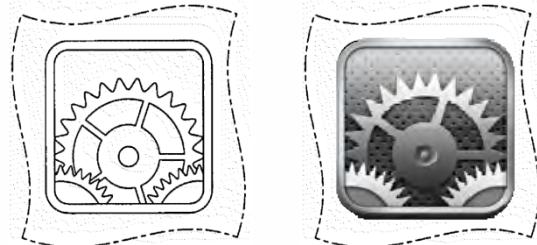
意匠の改正要点

- ・ **名称変更**：「新式様」から「設計」へ
 - 「新式様」の用語が設計産業の通念にあまり合致していない。
 - 各国の立法例を参照した。例えば、アメリカ、欧州連合、オーストラリアなどの国においては、設計 (design) と称する。
 - 「設計」の用語は、「工業設計」又は「外観設計」などの用語より、上位概念である。
 - 産業上及び国際的な設計保護に対する通常概念に合致し、設計保護の標的を明確に表すことができる。

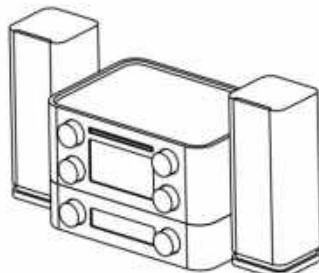
意匠の改正要点

- 保護標的を増設：

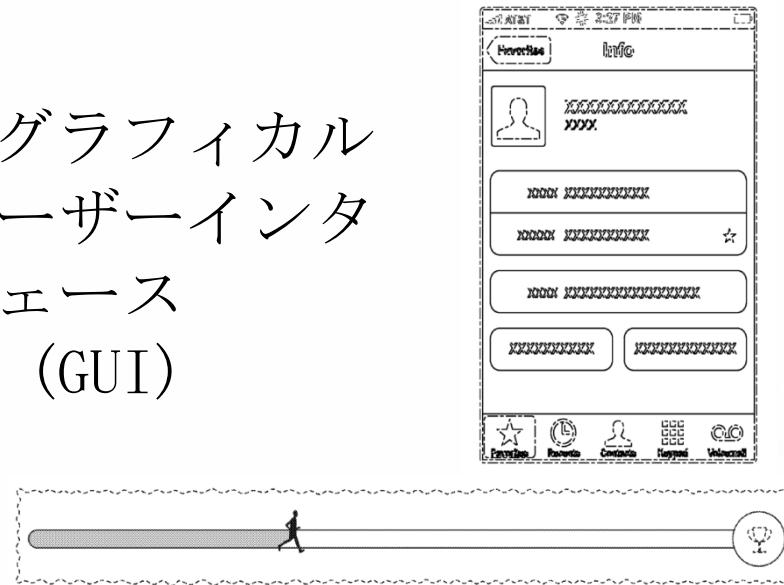
- アイコン(ICON)



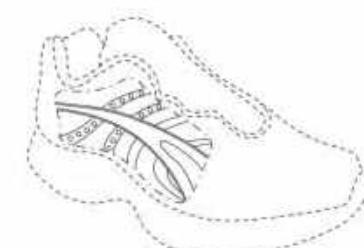
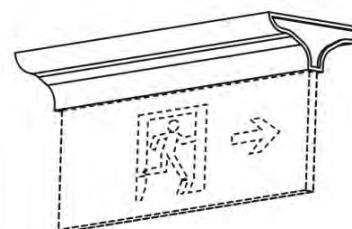
- 組物の意匠



- グラフィカル
ユーザーインタ
フェース
(GUI)



- 部分意匠



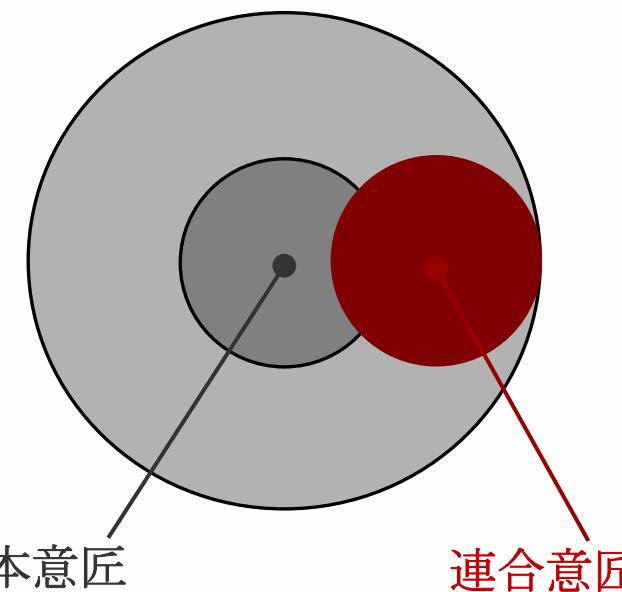
意匠の改正要点

- ・出願制度改正：1. 連合意匠 → 関連意匠
 - 同一人により創作された類似設計は、連合意匠として出願できる。
 - 然しながら、連合意匠は単に本意匠の権利範囲を確定する作用を有するのみで、実質的に保護されない。
 - 日本の類似意匠登録制度が、既に1999年に廃止されたことから、連合意匠制度を廃止する。
 - 新法は、欧米の関連意匠制度に従い、同一人による類似設計の出願及び保護に関する制度を規定する。

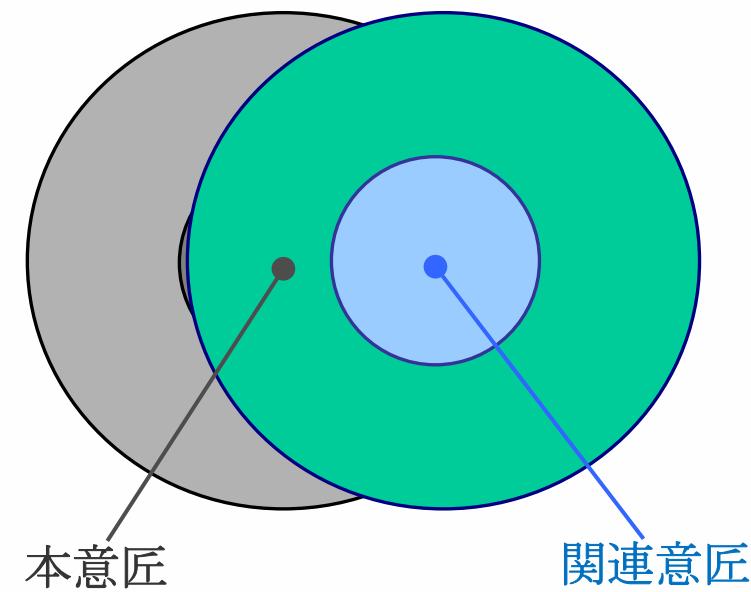
意匠の改正要点

- ・関連意匠の範囲：単独で主張することができ、かつ類似の範囲に及ぶ。

改正前：連合意匠



改正後：関連意匠



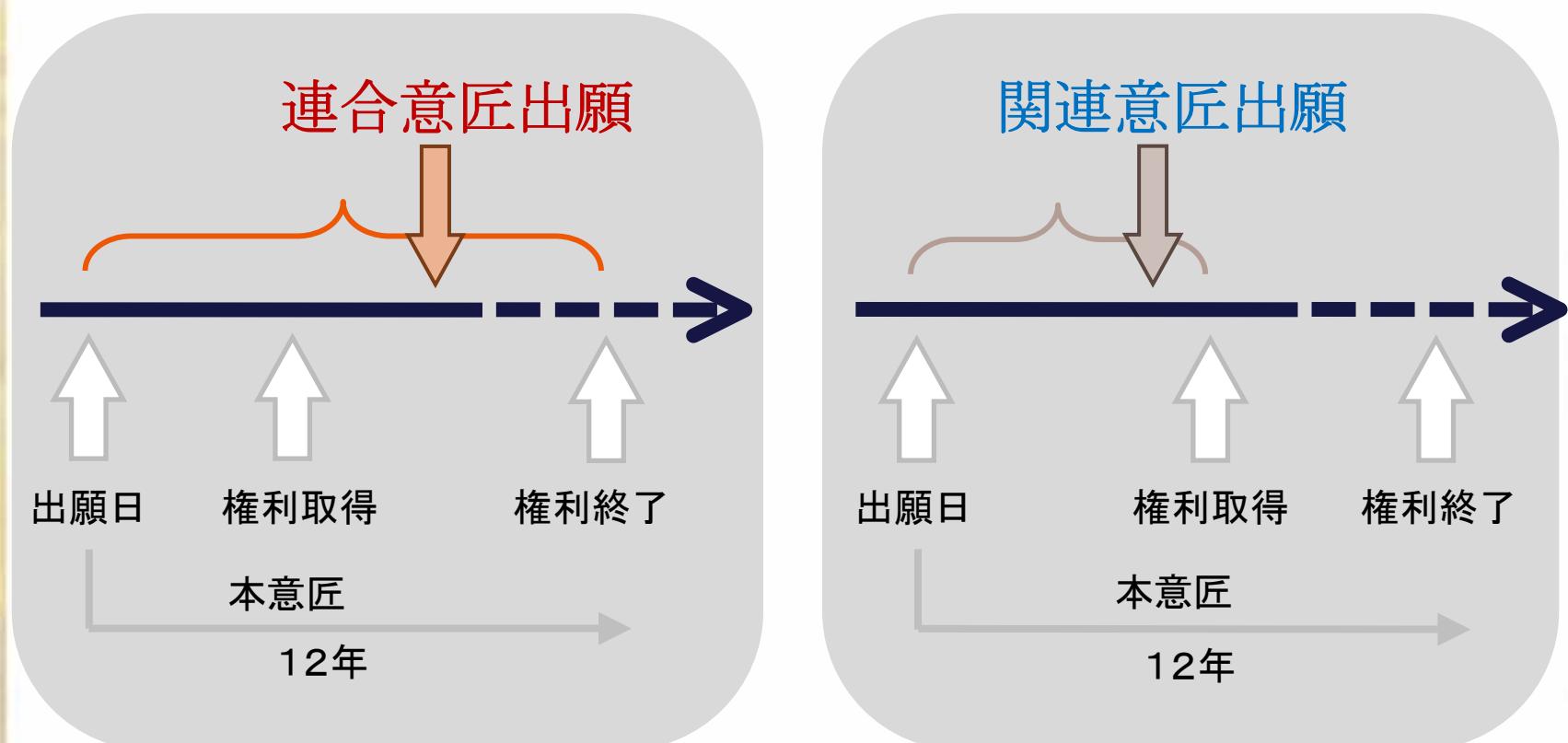
意匠の改正要点

・関連意匠(§127)

原則	<ul style="list-style-type: none">同一人は、二つ以上の類似設計を有する場合、意匠及びその関連意匠を出願することができる。
要件	<ul style="list-style-type: none">本意匠の出願日より先であってはならない。本意匠が公告された後に、関連意匠を出願することができない。同一人は、本意匠と類似せず、単に関連意匠にのみ類似する設計について、関連意匠を出願することができない。
権利	<ul style="list-style-type: none">関連意匠は、単独で権利を主張することができ、又年金が納付された後、単独で証書が交付される。存続期間は、本意匠の存続期間と同時に終了する。(§135)単独で主張することができ、かつ類似する範囲に及ぶ。(§137)本意匠の取消し又は消滅には影響されない。

意匠の改正要点

- ・関連意匠を出願することができる期間



意匠の改正要点

- 出願制度改正： 2. 図説 → 明細書+図面

図説

- 一、意匠物品名称
- 二、創作説明
- 三、図面説明
- 四、図面

明細書

- 一、意匠名称
- 二、物品用途
- 三、設計説明

図面

意匠の出願実務

- ・ 意匠登録出願は、願書、明細書及び図面が完備した日を出願日とする。 (§ 125. 2)
- ・ 明細書及び図面について、出願時に中国語書面で提出せずに外国語書面で提出し、且つ專利主務官庁の指定した期間内に中国語書面を提出したときは、外国語書面を提出した日を出願日とする。 (§ 125. 3)
- ・ 明細書及び図面は、その設計の属する技芸分野における通常の知識を有する者が、その内容を理解し、且つそれに基づいて実現できるように、明確且つ十分に開示しなければならない。 (§ 126. 1)

意匠の出願実務

- ・ 一設計一出願(§ 129. 1)：意匠を出願するときは、一設計ごとに出願しなければならない。実質上二つ以上の設計であるときは、…分割出願を行うことができる (§ 130. 1)。
- ・ 組物の意匠(§ 129. 2)：二つ以上の物品が同一類別に属し、且つ習慣上、組物として販売又は使用されているときは、一つの設計として出願することができる。
 - 「同一類別」は国際意匠分類表における同一類別を指す。
 - 日本意匠法第8条を参照。

意匠の出願実務

- ・ **意匠の開示原則：**
 - 意匠出願は、明細書及び図面を備え、保護しようとする設計を明確且つ十分に開示すること (claimed design)。
 - 明細書及び図面は、明確且つ十分に開示しなければならない (§ 126. 1)。
 - 当該設計の属する芸術分野における通常の知識を有する者が、明細書及び図面両者全体に基づいて、出願時の通常知識を参照し、推測をしなくとも、その内容を理解して、意匠登録出願に係る設計を製作できる。

意匠の出願実務

• 明細書の開示方式

- 意匠を出願するとき、その明細書には下記の事項を記載しなければならない。
(施行細則第50条)
 - 1. 意匠の名称
 - 2. 物品の用途
 - 3. 意匠の説明
- 明細書は、前項各号に定めた順序および方式により作成し、かつ、表題を掲げなければならない。

意匠の出願実務

1. 意匠の名称：意匠を出願するときは、意匠を施す物品を指定しなければならない(§ 129. 3)

- 出願する意匠の設計内容と実質的に一致すること
- 意匠を施す物品を明確に指定しなければならず、関係のない文字を付けてはならない
- 複数の物品を指定することはできない
- 外国の文字又は外来語を使用してはならない
- 名称を省略してはならず、且つ用途を明確にしなければならない

意匠の出願実務

2. 物品の用途：意匠を施す物品の使用、機能などを補助的に説明するための記載

- もしその物品用途が既に意匠の名称または図面において、はつきりと表現されているときは、記載しなくてもよい。
- ・ (部分意匠) の物品用途：
 - 「意匠出願する部分」の使用又は機能の説明
- ・ (アイコンの意匠) の物品用途：
 - 「アイコン」を利用する物品の使用又は機能の説明
 - 「アイコン」と物品の作用関係 例えば、預金引出、検索用アイコン
- ・ (組物の意匠) の物品用途：
 - 「組物」の用途、使用方法又は機能の説明

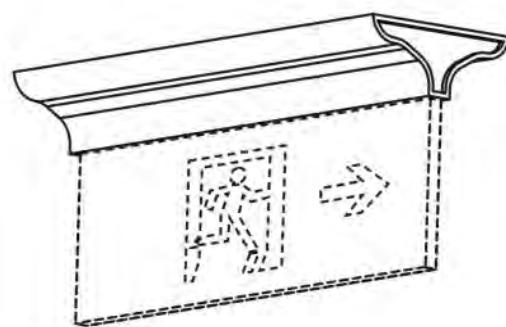
意匠の出願実務

3. 意匠の説明：意匠の形状、模様、色彩またはそれらの結合等を補助的に説明するための記述で、新規特徴（従来技艺に対する出願意匠の新たな創作部分）及び図面に開示されている意匠に関する事情を含む。

- ・ 下記の事情のいずれかに該当するときは、意匠の説明欄において説明しなければならない。
 - (1) 図面の開示内容に意匠を主張しない部分が含まれる。
 - (2) アイコンの設計が連続的な動きの変化を有する場合、変化の順序を説明しなければならない。
 - (3) 各図面が同一、対称のため、またはその他の事由で省略されたとき。

意匠の出願実務

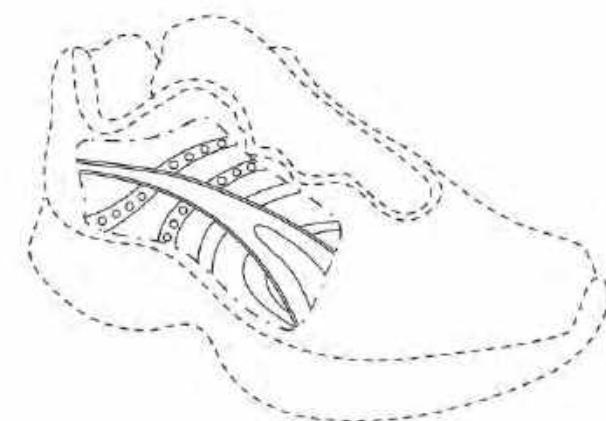
(1) 図面の開示内容に「意匠を主張しない部分」が含まれる



図面に開示された点線部分が本願の意匠を主張しない部分。



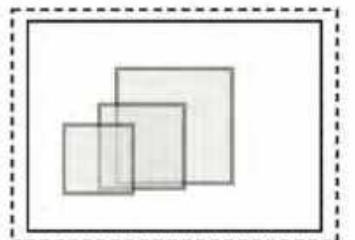
図面に開示された半透明な着色部分が本願の意匠を主張しない部分。



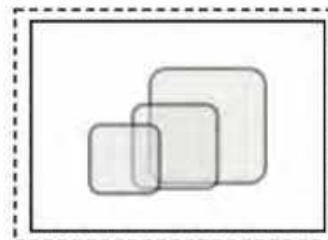
図面に開示された点線は、意匠を利用する運動靴で、本願の意匠を主張しない部分である。図面に開示されている一点鎖線により囲まれた部分が、本願の保護しようとする範囲を規定し、その一点鎖線自身は本願の意匠を主張しない部分。

意匠の出願実務

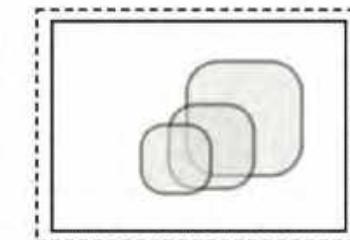
(2) アイコンの設計が連続的な動きの変化を有する場合、変化の順序を説明しなければならない



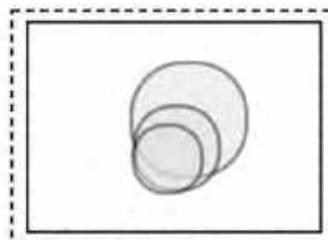
前面図1



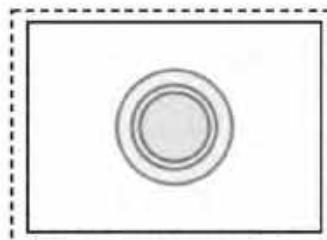
前面図2



前面図3



前面図4

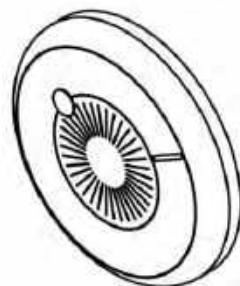


前面図5

前面図1～前面図5は順次に外観変化を生じるアイコンの設計

意匠の出願実務

(3) 各図面が同一、対称のため、またはその他の事由で省略されたとき



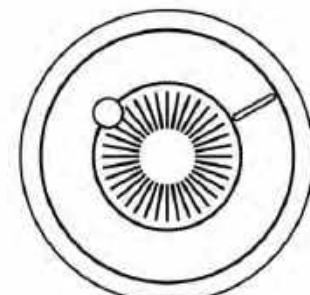
斜視図



上面図



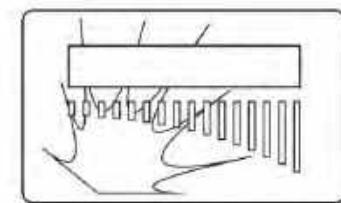
左側面図



前面図



斜視図



上面図

前面、背面、左側及び右側視図は厚さが極めて薄い断面で、設計特徴を有しないので、省略する。

背面図は、消費者が購入する又は使用する際には、注意しない視面であるので、省略する。

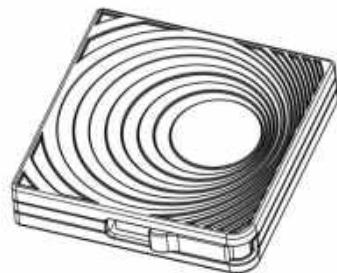
意匠の出願実務

- ・下記の事情のいずれかに該当する場合、必要であれば、意匠の説明において簡単明瞭に説明しなければならない：
 - (1) 「外観変化を有する意匠」：材料の特性、機能の調整または使用状態の変化によって意匠の外観に変化が生じるとき。
 - (2) 補助図または参考図があるとき。
 - (3) 組物物品の設計でもって意匠を出願するときは、その各構成物品の名称。

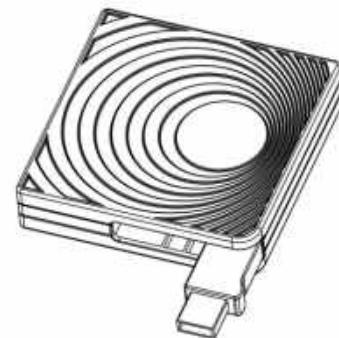
意匠の出願実務

(1) 外観変化を有する意匠。

USBメモリ



斜視図

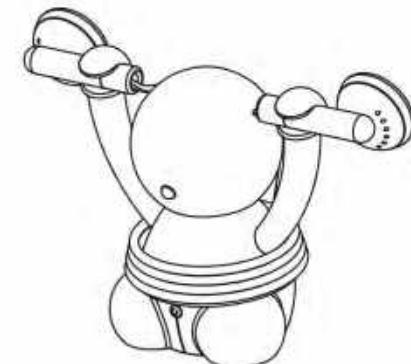


使用状態図

イヤホン集線器



斜視図

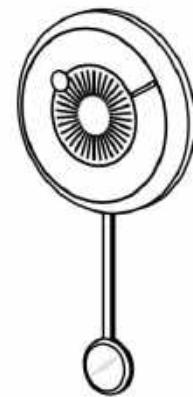


参考図

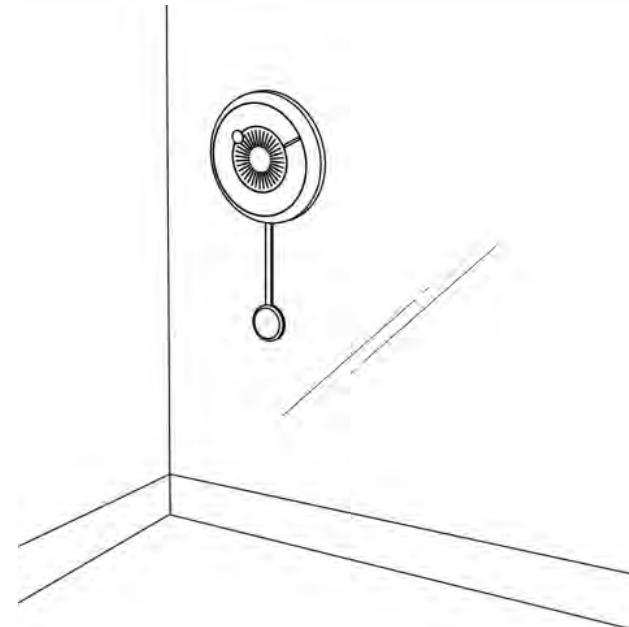
意匠の出願実務

(2) 補助図または参考図があるとき。

掛時計



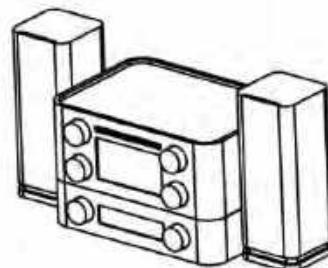
斜視図



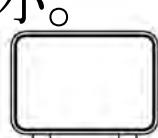
参考図

意匠の出願実務

(3) 組物物品の設計でもって意匠を出願するときは、
その各構成物品の名称。



立體圖(代表圖)



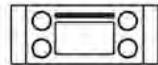
播放器之
俯視圖



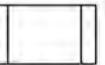
播放器之
立體圖



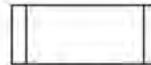
播放器之
左側視圖



播放器之
前視圖



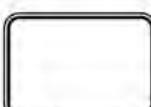
播放器之
右側視圖



播放器之
後視圖



播放器之
仰視圖



擴大機之
俯視圖



擴大機之
立體圖



喇叭之
俯視圖



喇叭之
立體圖



喇叭之
左側視圖



喇叭之
前視圖



喇叭之
右側視圖



喇叭之
後視圖



喇叭之
仰視圖



擴大機之
左側視圖



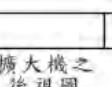
擴大機之
前視圖



擴大機之
右側視圖



擴大機之
仰視圖



擴大機之
後視圖

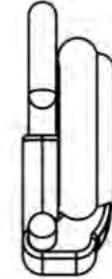
意匠の出願実務

・ 図面

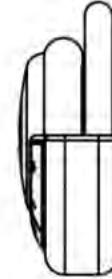
- 「それに基づいて実現できる」の要件を満たさなければならぬ。
- 充分な図面を備え（斜視図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図、平面図、ユニット図またはその他補助図面とすることができる）、主張する意匠の外観を十分に開示しなければならぬ。



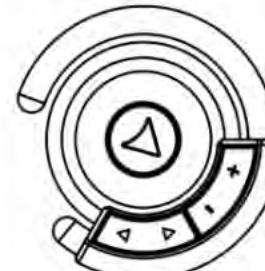
斜視図（代表図）



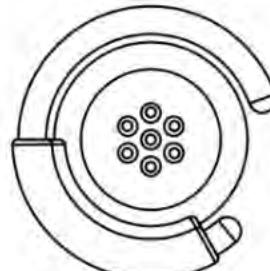
左側面図



右側面図



前面図



背面図



上面図

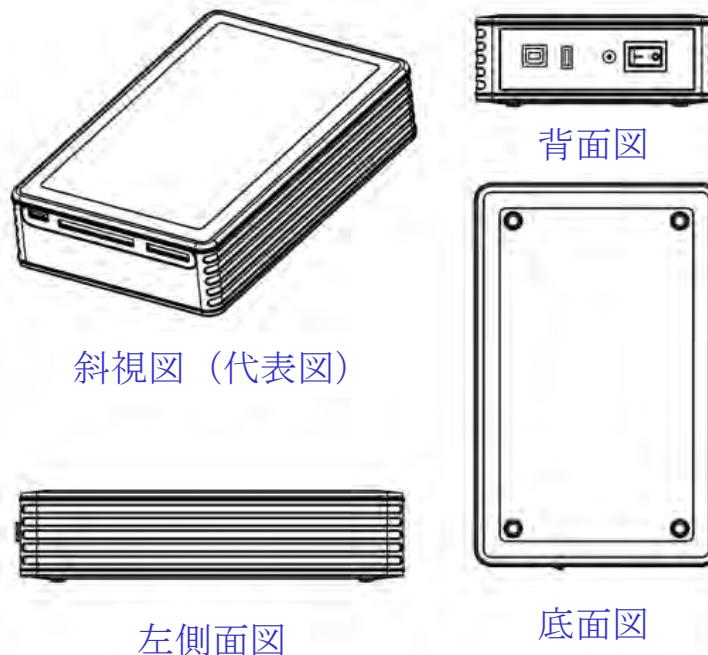


底面図

意匠の出願実務

- **図面**

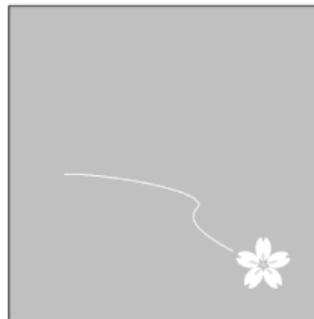
- 意匠が立体の場合には、斜視図を含まなければならない



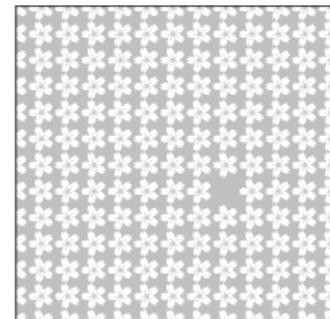
意匠の出願実務

・ 図面

- 意匠が平面の場合には、斜視図を省略して単に前面図と背面図により表示することができる。



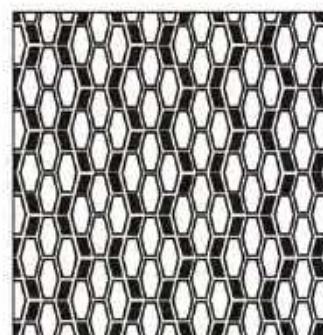
前面図（代表図）



後視図

背面図

- 意匠が連続的平面の場合には、ユニット図を含まなければならない。



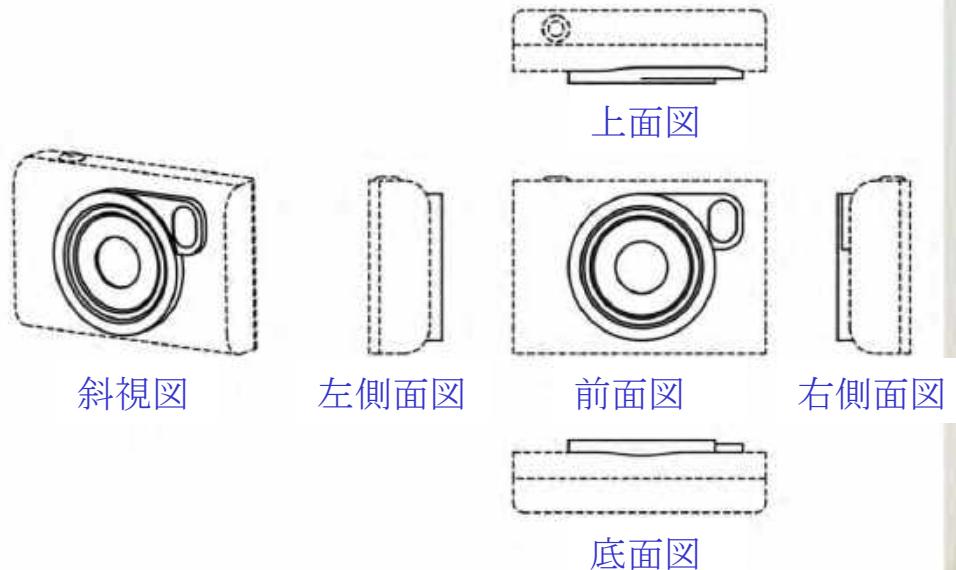
平面図（代表図）



ユニット図

意匠の出願実務

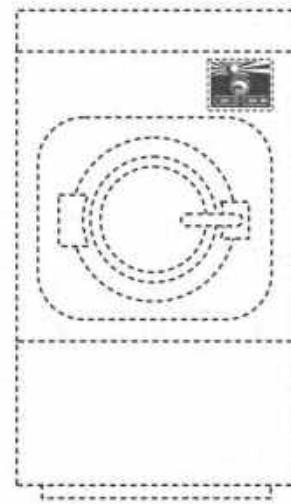
- ・ **図面**：部分意匠が備えるべき図
 - 「主張する意匠の部分」のあらゆる内容を充分に開示しなければならない。
 - もし、一部の図が「主張する意匠の部分」を完全に含まない場合、その図を省略してもよい。
 - もし部分意匠が立体的なものである場合は、斜視図とその他の図とを併せて、「主張する意匠の部分」を充分に開示しなければならない。



意匠の出願実務

- **図面**：アイコンの意匠が備えるべき図

- 「主張する意匠の部分」は通常スクリーン、ディスプレイ又は表示パネルの前面に表示されている平面図であるため、その他の図を省略して単に前面図又は平面図により表示することができる。
- その他の図を製図することで、そのアイコンの意匠の細部特徴を明確に表示する。例えば、アイコンの拡大図。ただし、点線又はその他の方法で意匠を利用する物品を表示する必要はない。



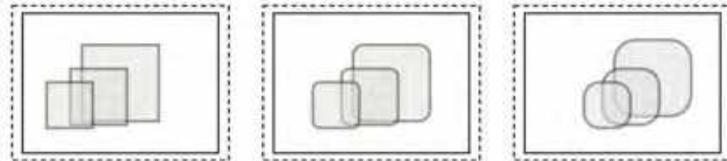
前面図



アイコン拡大図

意匠の出願実務

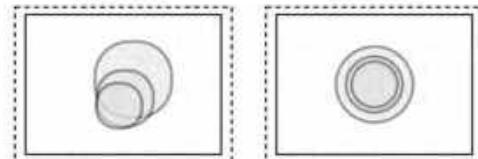
- ・ **図面**：アイコンの意匠が備えるべき図
 - 外観が変化するアイコンの意匠については、二つ以上の図により、変化前、変化後又は重要な変化過程を表示しなければならない。



前面図1

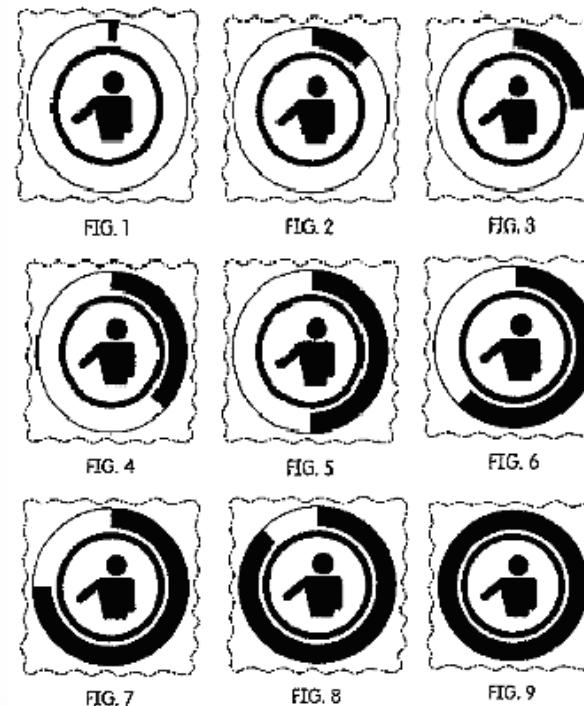
前面図2

前面図3



前面図4

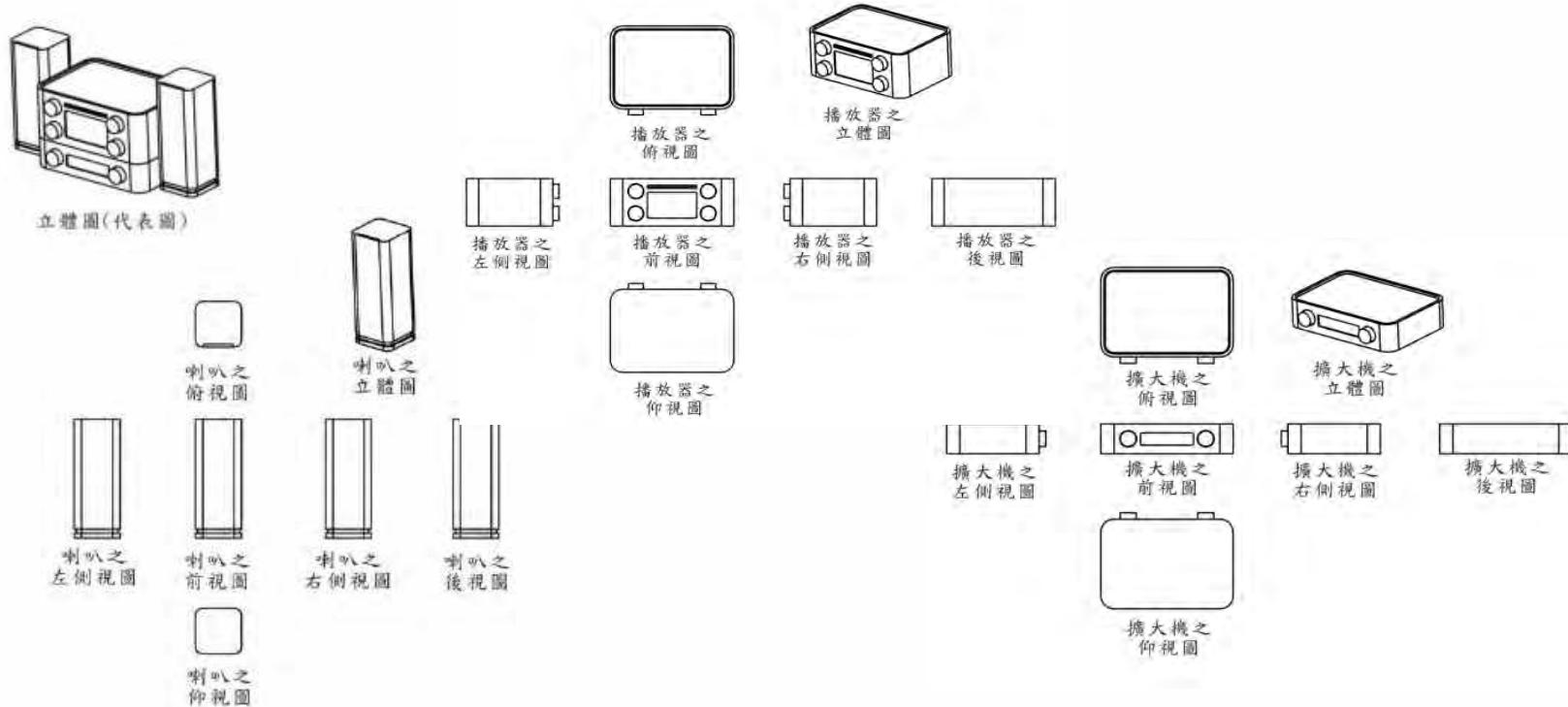
前面図5



意匠の出願実務

・ 図面：組物の意匠が備えるべき図

- 各構成物品のあらゆる角度の図をそれぞれ開示しなければならない。
- 組物物品を含み且つその組物の意匠を代表できる図を少なくとも一枚開示しなければならない。



意匠の出願実務

- 図面の開示方法

- 一般原則 :

- 工業製図法を参考にして墨線図、コンピュータグラフィックスまたは写真で表さなければならない。各図面が三分の二に縮小された場合でも、依然として図面の各細部がはっきりと識別できるものでなければならない。
 - 墨線で表示される図は、実線で具体的に意匠の実際形状及び模様を描写する必要がある。
 - 物品内部に隠れた仮想線を描くことはできない。

意匠の出願実務

• 図面の開示方法

- 色彩を主張する場合：
 - ・ 具体的且つ明確に主張しようとする色彩を表さなければならぬ。
 - ・ 意匠の説明において指定する色彩の塗料用標準色の色票番号を明記する、又は標準塗装色のカードを添付することで、主張しようとする色彩を補助的に明確にする。
- カラーの製図又は写真を提出するが、色彩を主張しない場合
 - ・ 意匠の説明において色彩を主張しない旨を明記する。

意匠の出願実務

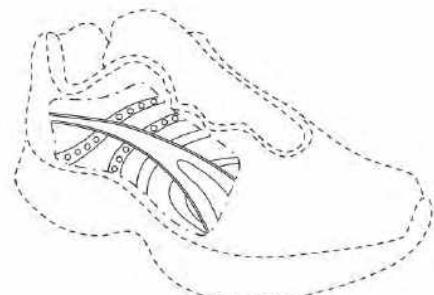
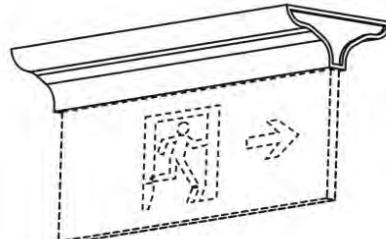
・図面の開示方法

- 「意匠を主張しない部分」：
 - ・図面における「意匠を主張しない部分」は、意匠を利用する物品、環境又は主張を除外する部分を表示する機能を持つ。
 - ・図面の中に、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」が含まれる場合は、明確に区別できる表示方法で表さなければならない。
 - ・墨線で作成した図面中に、「意匠を主張しない部分」を表示する場合は、点線、破線又はグレースケールの塗りつぶしにより表示する。
 - ・コンピュータグラフィックスまたは写真において表示される「意匠を主張しない部分」は、半透明の塗りつぶしにより表示する。

意匠の出願実務

- 図面の開示方法

- 点線、その他の破線



- 半透明の塗りつぶし



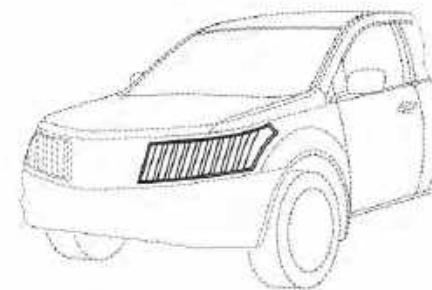
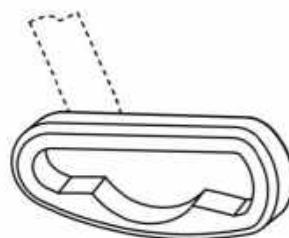
- グレースケールの塗りつぶし



意匠の出願実務

・ 図面の開示方法

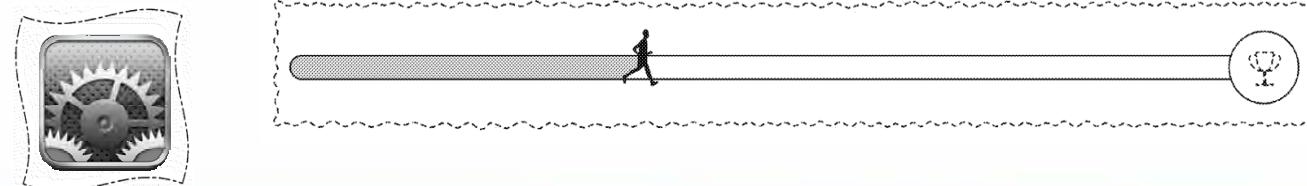
- 「意匠を主張しない部分」：
 - ・ 「意匠を主張しない部分」自体は、保護しようとする意匠の外観を特定するのに用いることはできない。
 - ・ 明確且つ充分に「意匠を主張する部分」と環境との位置、サイズ、分布関係及び保護しようとする意匠を利用する物品を解釈できる場合、前記「意匠を主張しない部分」は、意匠を利用する物品の全ての外観を開示する必要がない。



意匠の出願実務

・ 図面の開示方法

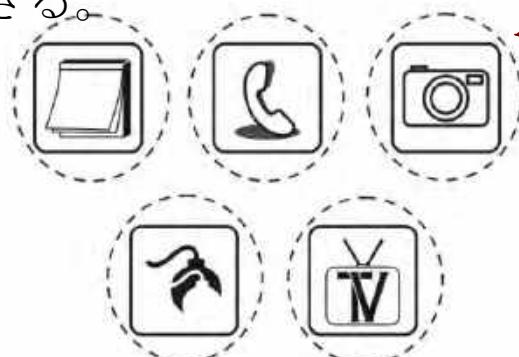
- 画像意匠の「意匠を主張しない部分」：
 - ・ ユーザーは一般的にスクリーン、ディスプレイ上で画像を自由にドラッグしたり、又はそのサイズを拡大、縮小させることができるので、保護しようとする意匠の特徴に、環境との位置、サイズ、分布関係が含まれない場合、その図面は、その画像の境界線で表示しなければならない。
 - ・ 図面は「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を明確に区別できる表示方法で表さなければならぬ。



意匠の出願実務

・ 図面の開示方法

単一物品上に二つ以上の画像ユニットが開示されている場合、一つのデザインに対してそのデザインの異なる一部分を主張するため、依然としてそれぞれの画像ユニットからなる全体を一つのデザインとして意匠出願することができる。



点線又はその他の
破線でそれぞれの画
像の境界線を描き、
主張する内容には、
その環境との位置、
サイズ、分布関係は
含まない。

権利行使：全ての画像ユニットからなる全体を一つの意匠とすることによってのみ権利を行使することができ、その中の一つ又は複数の画像について別々に単独で権利を行使してはならない。

下記の意匠出願は、該境界線で限定する全体範囲が含まれる。即ち、それぞれの画像ユニット及びそれと環境との位置、サイズ、分布関係からなる全体画面が含まれる。



意匠の出願実務

・図面の開示方法

- 参考図の記載 :

- ・「参考図」、「使用状態参考図」又は「○○参考図」と表記されている図面の目的は審査官が審査する際に参考にするものである。
- ・参考図の開示方法は、実線又は点線などの開示方法に限らない。
- ・保護しようとする意匠と関係がないその他の物品を含むか否か又は使用環境を判断する必要がない。
- ・参考図は、保護しようとする意匠の範囲の解釈に用いることができない。



TSAI LEE & CHEN

Patent Attorneys & Attorneys at Law

11th Floor, 148 Songjiang Road
Taipei 104, Taiwan

TEL 886 2 2564 2565
FAX 886 2 2562 7650

info@tsailee.com.tw

www.tsaillee.com

Thank You!